

マキオドライビングスクール入校規則

この規則は、マキオドライビングスクール（以下「当校」という。）の自動車教習に関する営業及び事務処理等について、適正かつ円滑に行われるために必要な事項を定めるものです。

第1条 入校の欠格事由等

次の各号のいずれかに該当する人は、入校できません。

- (1) 法令で定められた年齢に満たない人（但し、仮免取得時まで年齢を満たす人を除く。）
- (2) 法令で定める視力、色盲、聴力、運動能力等の障害により運転に支障がある人
- (3) 法令で定める免許の拒否・保留処分等の欠格事由に該当する人
- (4) 運転免許の取消処分者で欠格期間を終了していない人（但し、卒業日までに取消処分者講習の手続きをすること。）
- (5) 日本語を読み、理解できない人
- (6) 妊娠中の人（主治医の許可、または家族の承諾書の提出がある人を除く。）
- (7) 必要な書類が不備のため、入校手続きに支障がある人
- (8) 前第2号、第3号、第4号のいずれかに該当する人は、各都道府県の運転免許センター（運転免許試験場）における「運転適性相談」・「受験資格相談」で、当該者が該当の有無、欠格期間の終了等を確認すること。又必要に応じ「運転経歴証明書」の発行を受け提出すること。
- (9) 暴力団関係者及び反社会勢力(企業が反社会勢力による被害を防止する指針平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申告 参照)に属している人
- (10) 入校後に、虚偽の申請をしたことなどで、後日各号のいずれかに該当することが判明した場合は、教習は継続できません。

第2条 教習生入校契約の成立

当校への入校契約は、入校申込書に署名捺印した時点で成立するものとします。

第3条 最短日数

運転免許の種類により、卒業までの最短日数を定めていますが、この最短日数についてはあくまでも目安であり、教習の進捗状況により日数が延長する場合があります。

第4条 教習料金等

教習生の教習料金は、別途教習料金表のとおりとします。但し、通学する教習生については、別途通学免許料金表のとおりとし、合宿教習生、その他オプション料金については別途オプション料金表のとおりとします。

第5条 通学教習生料金等の支払い

通学教習生の教習料金は、原則として入校日までに全額支払うものとします。また、教習料金の支払い方法は原則として本校窓口での現金払い、又は入校日までに次の金融機関への振込みによる支払いとします。

金融機関名	鹿児島銀行 阿久根支店
口座番号	普通 250071
振込先名	有限会社 MDS(エムディエス) 代表取締役 牧尾 正臣(マキオ マサオミ)

※振込手数料は、お客様負担とします。

第6条 契約の解除及び払い戻し

入校後、お客様の都合により途中退校、転校される場合は、次の精算方法に基づき、当該日までの必要経費の実費と解約手数料を差し引いて返金します。なお、必要経費とは、入校手数料・学科教習料金・技能教習料金・検定料金・教材費・宿泊費・食費・その他諸経費とします。

また、合宿教習生の往復の交通費は自己負担とします。

返還金額 = 受領金額 - (実費使用分+解約精算手数料1万円(税別))

2 お客様の契約解除（未受講でのキャンセル）は、次に定めるキャンセル料の支払いにより契約を解除するものとします。

- (1) 入校日の7日前までのキャンセルについては、キャンセル料は必要ないものとします。

- (2) 入校日の6日以内のキャンセル料は、1万円（税別）支払うものとします。
- (3) 入校申し込み契約の解除は、入校後、前第1項により契約が解除された場合は、すでに受領している受領金額から所定のキャンセル料と振込手数料を差し引き、払戻しするものとします。但し、入校日の7日前までに連絡があった場合は、すでに受領している受領金額から振込手数料のみを差し引き、払戻しするものとします。
- (4) 配車予約のキャンセルについては、当日キャンセルした場合は、キャンセル料として1時間当たりの相当額を支払うものとします。
- (5) 当校からの入校契約の解除については、天変地異、官公庁の命令、その他当校の責めに帰することのできない事由により、安全かつ円滑な教習を実施することが不可能な場合、又はその可能性が極めて大きい場合は、入校契約を解除する場合がありますが、このときは、キャンセル料を支払う必要はないものとします。

第7条 教習生の義務及び責務

教習生は、入校後第10条に規定する当校の遵守事項に従う義務及び責務を負うものとします。

第8条 退校処分等

教習生の故意又は過失、法令及び公序良俗に反する行為、並びに第10条に規定する遵守事項を守らないことにより、他の教習生及び当校が損害を受け、又は損害を受けるおそれがある場合は退校処分とします。その場合の返還金額は、第6条の規定に準ずるものとします。また当該教習生の不正行為等により損害が発生した場合は、損害賠償を請求する場合があります。

第9条 当校の免責事項

教習生が、次の各号に掲げる事由等により損害を被った場合は、当校は責任を負わないものとします。

- (1) 天災事変、官公庁の命令、その他当校の責めに帰することのできない事由により生じた教習の変更、若しくは教習の中止
- (2) 教習の課程における、校内教習及び路上教習において、教習生の不注意により発生した事故、又は相手の不注意により発生した事故に係る損害
- (3) 入校申込書等に虚偽の記載をした場合は、当該記載をしたことにより生ずる損害
- (4) 教習生の卒業及び免許取得を保証するものではなく、卒業及び免許取得ができないことにより生ずる損害
- (5) 貴重品は自己管理に努めるものとし、盗難、紛失に係る損害
- (6) 教習中以外(自由行動中を含む。)に発生した事件・事故に係る損害
- (7) 疾病・食中毒
- (8) その他の事由

第10条 教習生の遵守事項

教習生は、次の各号に掲げる事項を遵守し、教習指導員等の注意を受けても改善されない第3号、第4号のいずれかに該当する人は、2回目の注意で始末書の提出、3回目の注意で教習停止の上退校処分とします。

- (1) 教習時間を厳守（授業開始に遅れると、教習は受講できない。）すること
なお、教習時間に遅刻した場合は、教習が受けられないことから卒業予定日が最低2日または3日延長することから、所定のキャンセル料が必要となります。
- (2) 人声、楽器、ラジオ等の音を異常に大きくして、静穏を害し他人に迷惑を及ぼさないこと
- (3) 大声で騒いだり、粗野又は乱暴な言動等で他人に迷惑を及ぼさないこと
- (4) マキオドライビングスクール入寮規約に従うこと

第11条 個人情報の取り扱い

当該の個人情報の取り扱いについては、教習所事業者個人情報保護規程に基づくものとします。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行します。